

取引で「あれ？」と思ったら、

フリーダイヤルをご利用ください。

不当な取引      ゼロゼロ      110番

**0120-060-110**

- ※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。
- ※受付時間 10:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
- ※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
- ※相談の有無、相談内容の秘密は厳守します。
- ※**匿名での相談も可能**です。

例えばこんなとき

買ったとき

減額

支払遅延



## 下請法の運用基準を改正しました!

労務費、原材料費、エネルギーコスト等

コストの上昇を取引価格に反映しない取引は、  
**下請法上の「買ったとき」に該当するおそれがある**  
ことを明確化するため、下請法の運用基準を**改正**しました

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

「買ったとき」の事例に該当するものとして、以下を追加。

### 5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、**価格の交渉の場において明示的に協議することなく**、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく**、従来どおりに取引価格を据え置くこと。